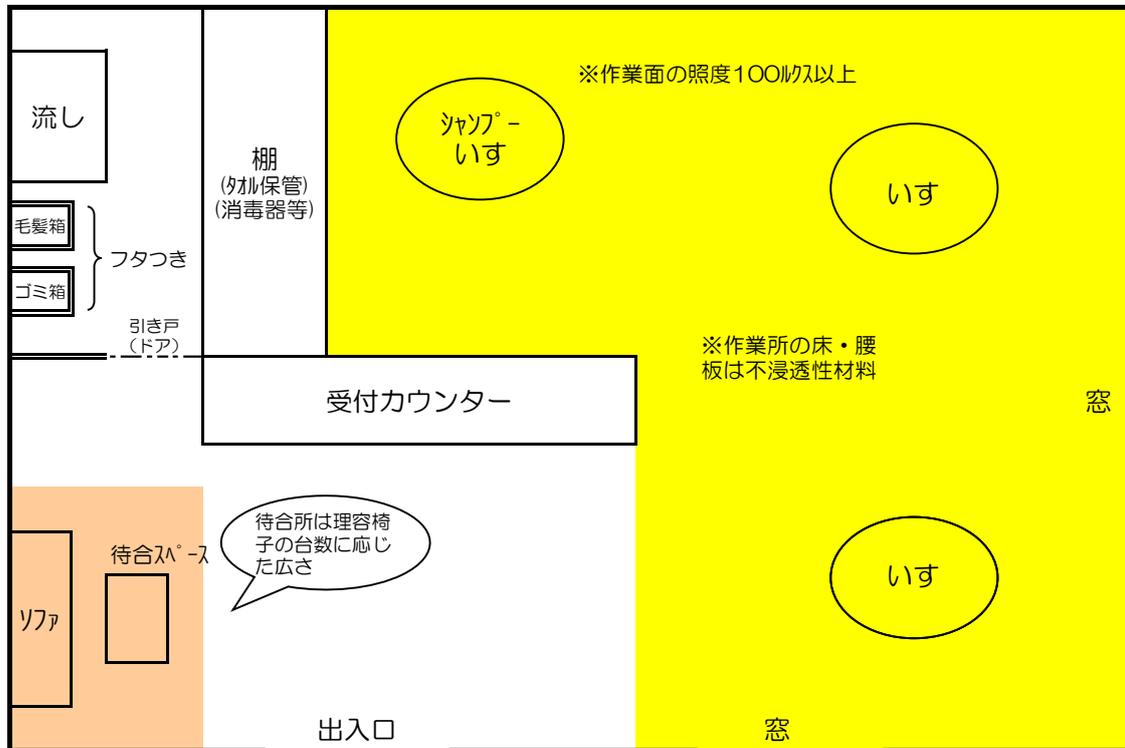


【標準的な理容所図面】

この図面は標準的な理容所です。構造に違いがある場合は、事前にご相談ください。



隔壁等により外部・居室・その他の施設と区分

※開設検査時の確認箇所

1. 面積（作業所、待合所）
2. 照度（明るさ）
3. 換気
4. 床・腰板の材料
5. 流し（流水装置）
6. 理容椅子の台数（セットいす、シャンプーいす）
7. 消毒容器等
蓋付きの容器3個、消毒用エタノール等
8. 蓋付きの毛髪箱及び汚物箱
9. タオル保管施設（引き出し、戸棚等）

※作業所の面積について

理容いす1台6.6㎡+1台増えるごとに3.3㎡加えた広さ

お問い合わせ先

宮崎市保健所保健衛生課

電話 0985-29-5283